

# 全理連団体生命

# 共済制度

ご加入の  
おすすめ

災害保障特約付  
こども特約付  
勤労団体保険

まさか!のための保障が、

月々

# 4000

円から!

災害保障特約付

※14歳6カ月超～26歳の場合  
年齢別のプランは2ページをご確認ください

共済ならではの **4** つの特徴

特徴

**1** 手頃な掛金

全理連の共済は、営利を目的としない助け合いの保障。スケールメリットを活かして契約規模に応じた割引率が適用されるため、割安な掛金でお届けしています。

特徴

**2** 加入が簡単

簡単な告知をするだけで、医師の診査は不要。お手続きも簡単です。

特徴

**3** お仕事でも休日も24時間保障

所定の災害および病気による死亡、高度障害状態を保障。特約でさらに不慮の事故による障害・入院も保障。

特徴

**4** 全理連独自のうれしい特別給付金

結婚祝金から長寿のお祝い、その他見舞金等充実の特別保障が付いています。



加入できる方

小型制度

加入時の年齢が満**14歳6カ月超**～満**70歳6カ月**までの現在健康で就業している方(中学生・高校生、昼間部除く)。更新の場合は、**満85歳6カ月まで**継続加入できます。

大型制度

加入時の年齢が満**14歳6カ月超**～満**65歳6カ月**までの現在健康で就業している方。更新の場合は、**満70歳6カ月まで**継続加入できます。(理容業による所得のあることが条件となります。)

組合員および従業員

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の保険商品です。お申込みにあたっては、契約概要、注意喚起情報をご覧ください、保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

## 全国理容生活衛生同業組合連合会

# 確かな安心が、手頃な掛金で!

(注)下記【掛金表】参照



## 全理連の 【団体生命共済】

### ケガで入院

小型5口加入の場合

7,500円

### 死亡

(高度障害)

小型5口加入の場合

500万円

### 災害死亡

小型5口加入の場合

1,000万円

### 結婚祝金

小型5口加入の場合

100,000円

### 長寿祝金

小型加入で満85歳6ヵ月になられた方

200,000円

### 入院見舞金

小型5口加入の場合

30,000円

#### 保障開始

毎月1日に加入できます。保障の開始は加入日から責任を負います。

#### 保険金・給付金の受取人

保険金・給付金受取人は、加入者(被保険者)の同意を頂き、保険契約者(全国理容生活衛生同業組合連合会)となります。なお、保険金・給付金のお支払いの際に、加入者(被保険者)またはその遺族の了解が必要となります。

#### 保険期間

- 保険期間は1年(2024年7月1日～2025年6月30日)とし、以降お申し出のない限り自動的に更新します。
- 保険期間中の中途加入者については、その中途加入日から次に到来する6月30日までが初年度の保険期間となり、以後特段のお申し出がない場合には自動的に更新します。

#### 掛金表

6つのプランから、あなたのぴったりが選べます!

月々の掛金(掛捨て)		加入保険金額(主契約)					
		小型制度					大型制度
区分	年齢(満)	100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入	500万円加入	1,000万円加入
A1グループ	14歳6ヵ月超～26歳	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円	2,800円
A2グループ	26歳1日～36歳	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,800円
Bグループ	36歳1日～51歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
Cグループ	51歳1日～61歳	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	13,000円
Dグループ	61歳1日～80歳6ヵ月	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円	23,000円
Gグループ	80歳6ヵ月超～85歳6ヵ月	4,500円	—	—	—	—	—

1. A1・A2グループは大型制度のAグループです。
2. 大型制度におけるDグループは61歳1日～70歳6ヵ月です。その後は小型制度に移行(500万限度)できます。
3. 掛金には本制度の運営事務費を含んでおります。
4. グループが移行した場合は、掛金額も変更となります。
5. 加入保険金額は、小型制度1口=100万円、大型制度1口=1,000万円です。
6. 小型制度の加入保険金額は100万円から500万円です。ただし、満65歳6ヵ月超～満70歳6ヵ月以下の方で新規加入される場合は200万円まで加入できます。(既加入者についても満65歳6ヵ月超～満70歳6ヵ月以下の方は200万円まで加入できます。)

保険金または給付金は、保険期間中の次の場合に支払われます。

#### 死亡保険金・高度障害保険金

- 死亡したとき。
- 加入日以後の傷害または疾病により対象となる高度障害状態(別表1)のいずれかに該当したとき。(死亡保険金額と同額)

#### 障害給付金

保険期間中の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に障害等級表(別表2)のいずれかに該当したとき。

#### 災害保険金

- 保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内に死亡したとき、または感染症\*により死亡したとき。  
\*感染症とは、ご契約内容(契約概要)の〈分類表〉に記載のものをさします。
- 災害保険金の額については、小型制度は主契約の死亡保険金額と同額で、大型制度は500万円です。

#### 入院給付金

保険期間中の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所及びこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院した場合、120日を限度として入院給付金をお支払いします。災害保険金額100万円につき1日1,500円です。

# ケガ入院から万が一に備える基本保障!

## 保障内容

なるべく掛金はおさえない!  
という方は…

基本の保障は備えておきたい!  
という方は…

保障をしっかりと備えたい!  
という方は…

保険金・給付金 (災害保障特約付労働団体保険部分)		小型制度給付金					大型制度給付金
		100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入	500万円加入	1,000万円加入
死亡 (高度障害) 保険金	加入者が死亡したときまたは 高度障害状態になったとき	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
災害保険金 + 死亡保険金	加入者が不慮の事故により死亡したとき または感染症により死亡したとき	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,500万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により 障害状態になったとき	10~ 100万円	20~ 200万円	30~ 300万円	40~ 400万円	50~ 500万円	50~ 500万円
入院給付金 (日額)	加入者が不慮の事故により 5日以上入院したとき(最高120日給付)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	7,500円

## さらに、全理連独自の特別給付金があります!

(ご加入2年経過後から)

(特別給付金は、全理連の自家共済により給付されます。)

## 小型制度

特別給付金の種類		給付金額				
		100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入	500万円加入
結婚祝金	加入者が結婚したとき	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
誕生祝金	加入者に子供が誕生したとき	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
弔慰金(子供死亡) 【加入後2年未満可】	加入者の満14歳6ヵ月未満の子供が死亡したとき	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円
入院見舞金 【加入後2年未満可】	加入者が継続5日以上入院したとき <sup>*1</sup>	1.5万円	1.5万円	2万円	2.5万円	3万円
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき <sup>*2</sup>	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき <sup>*3</sup>	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
古希祝金	加入者が満70歳になったとき <sup>*3</sup>	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
長寿祝金	加入者が満85歳6ヵ月で自然脱退したとき	20万円	—	—	—	—

## 大型制度

(特別給付金は、全理連の自家共済により給付されます。)

特別給付金の種類		給付金額	
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき <sup>*2</sup>	1万円	
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき <sup>*3</sup>	5万円	
古希祝金	加入者が満70歳6ヵ月で自然脱退したとき	継続加入5年以上10年未満	50万円
		継続加入10年以上	100万円
入院・就業不能見舞金	5日以上の継続入院または5日以上の就業不能となった場合 *入院・就業不能見舞金については、損害保険会社の所得補償保険約款に基づいて運用しています。 *入院見舞金については、就業不能見舞金が支払対象の場合のみお支払します。	●入院1日につき <b>1,500円</b> (120日程度) ●就業不能1日につき <b>1,500円</b> (1年間限度)を 5日目から支払います。	

※1 検査入院および、通常の妊娠・出産による入院は支払対象外です。1年度に1回請求できます。

※2 B~Gグループの方が請求できます。1万円未満の場合は実費支払いとなります。小型・大型両制度に加入している場合は、小型制度からのみ支払いとなります。1年度に1回請求できます。

※3 2013年4月1日以降に満60歳、満70歳になった方が対象となります。

(注1)1年度は、4月から翌年3月までとなります。(注2)事由発生日から3年間請求がない場合は、請求権利は消滅します。

プラス

## 月々200円から、お子さまの安心をプラスできます!

子ども特約

災害死亡  
保障  
最高  
600万円

### 加入できる方

- 小型・大型制度に加入している方(親契約)が扶養している2歳6ヵ月を超え22歳6ヵ月までの子供で現在健康であること。
- 加入資格のある子供が複数いる場合は、全員が加入しなければなりません。
- 親契約のない子ども特約だけの加入はできません。
- ※扶養とは「健康保険法」に定める被扶養者の範囲によります。

加入日 …………… 毎月1日に加入できます。

保険期間 …………… 保険期間は親契約と同様で、毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

加入保険金 …………… 親契約の保険金範囲内で100万円から400万円までとし、子供全員が同額となります。  
※親契約を脱退した場合、加入している子供も全員が同時に脱退となります。

### 掛金(掛捨て)と保障内容

保険金	100万円加入	200万円加入	300万円加入	400万円加入
掛金(月額)	200円	400円	600円	800円
死亡(高度障害) 保険金	100万円	200万円	300万円	400万円
災害保険金 + 死亡保険金	150万円	300万円	450万円	600万円
障害給付金	5~ 50万円	10~ 100万円	15~ 150万円	20~ 200万円
入院給付金(日額)	750円	1,500円	2,250円	3,000円

※入院給付金は、5日以上入院したとき最高120日給付。

※入院給付金は、事故日から起算して180日以内に入院を開始していること。

※上記の保障内容は、生命保険会社の労働団体保険子ども特約および労働団体保険子ども災害保障特約に基づいて運用しています。

※子ども特約には特別給付金はありません。



# ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の保険商品です。

お申し込みにあたっては本資料等をご覧頂き、保障内容、保険金額(給付金額)および保険料などがご自身のご意向(ニーズ)に合致した内容となっているか、必ずご確認ください。

## 全理連団体生命共済制度 ご契約内容〔契約概要〕

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表例を示しています。また、お申し込みの際には、必ず裏面の「注意喚起情報」を本書とあわせてご参照ください。また、ご不明な点は保険契約者(団体)または引受保険会社へご照会ください。

## 保険の名称

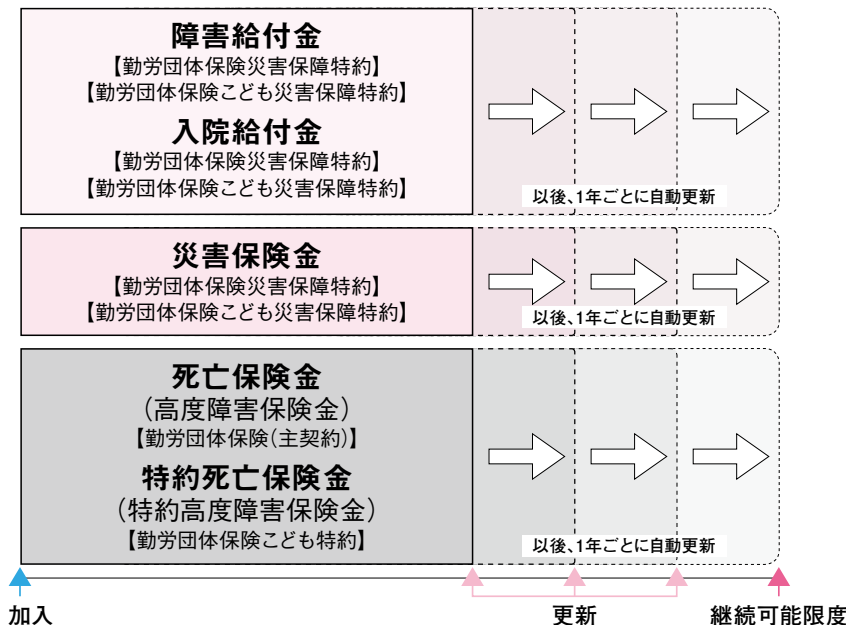
災害保障特約付こども特約付勤労団体保険

主契約：勤労団体保険

特約：勤労団体保険災害保障特約、勤労団体保険こども特約、勤労団体保険こども災害保障特約

## 保険の特徴

企業・団体の従業員等を対象とし、万一の場合の保障を確保するために団体を保険契約者として運営する、保険期間1年の定期保険です。所定の加入対象者であれば更新により以下の継続可能限度までご継続が可能です。



- 保険料をお払い込みいただく期間は保険期間と同じです。
- 加入資格および加入できる保険金額・給付金額や保険料はパンフレット(加入勧奨資料)を参照ください。
- 主な支払事由は、「保障内容(支払事由)」の欄をご覧ください。
- 引受保険会社から配当金が保険契約者(団体)に支払われます。なお、この配当金は共済制度運営上の経費等に充当されています。

※図は保険のしくみを表すイメージです。

## 保険期間

- 保険期間は2024年7月1日～2025年6月30日の1年間です。
- 更新日において特段のお申し出がない場合には、自動的に更新されます。
- 継続可能限度は、以下の年齢を迎えた保険期間の末日です。  
本人：小型制度一満85歳6ヵ月、大型制度一満70歳6ヵ月、こども：満22歳6ヵ月  
(注) 脱退事由に該当した場合は継続できません。

## 保険料

保険料は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。

## 配当金

この商品は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は引受保険会社から配当金が保険契約者(団体)に支払われます。なお、この配当金は共済制度運営上の経費等に充当されています。

## 保障内容（支払事由）

保険金や給付金をお支払いする場合の主な事由は以下のとおりです。いずれも保険期間中に該当した場合に限ります。実際のお支払いの決定は、保険金等のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断が行われます。

※増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。

- **死亡保険金**（【勤労団体保険（主契約）】、**特約死亡保険金**【勤労団体保険こども特約】）  
死亡した場合。
  - **高度障害保険金**（【勤労団体保険（主契約）】、**特約高度障害保険金**【勤労団体保険こども特約】）  
加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態（注意喚起情報面を参照。以下同じ）になった場合。
  - **災害保険金**（【勤労団体保険災害保障特約】、【勤労団体保険こども災害保障特約】）
    - ・加入日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合。
    - ・加入日以後に発病した\*感染症により死亡した場合。
  - **障害給付金**（【勤労団体保険災害保障特約】、【勤労団体保険こども災害保障特約】）  
加入日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に給付割合表（給付割合は保険契約者（団体）または引受保険会社にご確認ください。以下同じ）に定める障害に該当した場合。  
なお、障害給付金額は障害等級に応じて、災害保険金の1割から10割に相当する金額となります。  
（注1）同一の不慮の事故または同一の保険期間における支払いは、通算して10割を限度とします。  
（注2）身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、障害給付金は重複して支払われません（すでに支払われた障害給付金との差額をお支払いします）。
  - **入院給付金**（【勤労団体保険災害保障特約】、【勤労団体保険こども災害保障特約】）  
加入日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に5日以上入院した場合。  
なお、入院給付金は入院初日から支払われます（同一の不慮の事故について通算して120日分限度）。  
（注1）疾病を原因とする入院には支払われません。  
（注2）同一の不慮の事故で2回以上入院した場合は、その事故の日から180日以内に開始した各入院の日数を合算します。  
（注3）入院の原因となる不慮の事故が2以上であっても、入院給付金は重複して支払われません（1日あたりの入院給付金は変わりません）。  
（注4）入院とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次の注5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。  
（注5）病院または診療所とは、次のいずれかに該当したものとします。
    - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。
    - ② ①の場合と同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設。
- ※ 文中の「\*感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

### <分類表>

分類項目	コード	分類項目	コード	分類項目	コード
コレラ	A00	腸チフス	A01.0	バラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20
ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ< Crimean-Congo > 出血熱	A98.0	マールブルグ< Marburg > ウイルス病	A98.3	エボラ< Ebola > ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03	重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)			U04

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「支払対象となる感染症」に含まれます。  
なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「支払対象となる感染症」に含まれません。

- （1）一類感染症、二類感染症または三類感染症 （2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 （3）指定感染症

### 【注意事項】

- 「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
- お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- 請求事由（保険事故）の請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

## 引受保険会社

この保険契約は、ジブラルタ生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を、連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合が変更されることがあります。

【引受生命保険会社（引受割合）】（記載の内容は2023年7月1日からの引受割合（2024年5月1日現在）です。）

ジブラルタ生命保険株式会社（事務幹事・65%）、太陽生命保険株式会社（13%）、明治安田生命保険相互会社（11%）、富国生命保険相互会社（8%）  
第一生命保険株式会社（2%）、日本生命保険相互会社（1%）

## 相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問合せ窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。  
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。  
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）  
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 事務幹事会社ホームページ：<https://www.gib-life.co.jp/>
- 事務幹事会社お問合せ窓口：ジブラルタ生命保険株式会社 本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10  
コールセンター：TEL 0120-37-2269（受付時間：平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

## 特に重要なお知らせ〔注意喚起情報〕

この「注意喚起情報」は、ご加入（増額）のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入（増額）の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、保険契約者（団体）または引受保険会社へご照会ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は告知を行う際の重要事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知していただく義務（告知義務）があります。ご加入（増額）のお申し込みにあたっては、「加入申込書兼告知書」で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
  - 生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面をご提出ください。
  - 被保険者間の公平性を保つため、加入申込者の健康状態等に応じたお引受を行っております。ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知ください。
  - 告知いただくことがらは、「加入申込書兼告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、「告知義務違反」としてご契約の全部または一部が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。
- ※ 上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となることがあります。また、取消となった場合には既に払い込まれた保険料について返金されません）。

### 加入（増額）にあたっての重要事項

#### 加入のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ）

この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みの撤回等（クーリング・オフ）の適用はありません。

#### 責任開始について

ご提出された「加入申込書兼告知書」に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。

なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、保険への加入を決定し、責任を開始されるような代理権はありませんので、お客さまからのご加入のお申し込みに対して引受保険会社が承諾することが必要です。

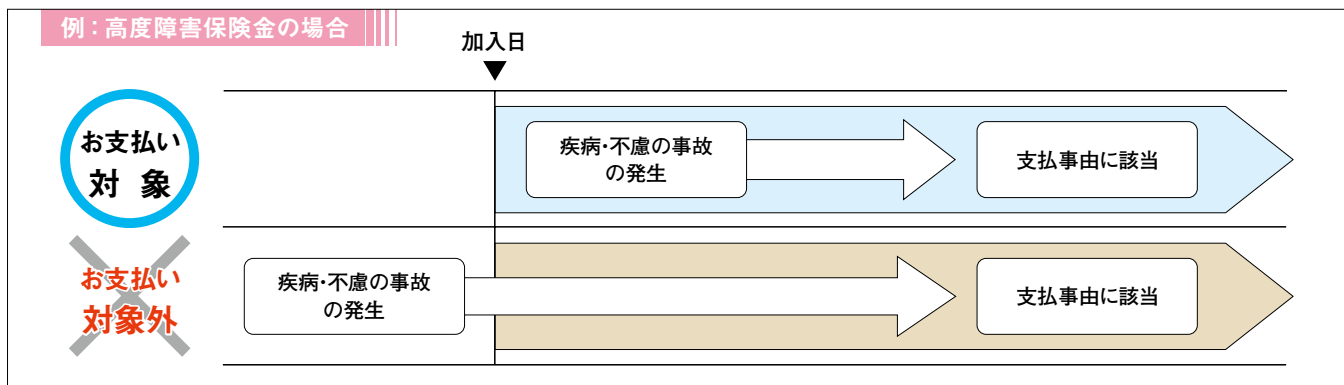
#### 保険金・給付金が支払われない場合

（注）増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読み替えます。増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

- 保険契約者または被保険者が加入の際に、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ、契約の全部または一部が解除されたとき。
- 保険契約者から当社に保険料の払い込みがなされず契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき。
- 加入の際に保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消とされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合。
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき。
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格が無いとき。
- 死亡保険金・高度障害保険金（本人）について（高度障害とは、次頁の状態のことをいいます。）
  - ◇ 加入日から起算して1年以内の自殺
  - ◇ 死亡保険金受取人の故意による死亡
  - ◇ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度によっては、死亡保険金または高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。）
  - ◇ 加入日前に発生した傷害または疾病を原因とする高度障害
- 死亡保険金・高度障害保険金（ごども）について
  - ◇ 加入日から起算して1年以内の自殺
  - ◇ その被保険者または高度障害保険金受取人の故意による高度障害
  - ◇ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度によっては、死亡保険金または高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。）
  - ◇ 加入日前に発生した傷害または疾病を原因とする高度障害



- 災害保険金・障害給付金・入院給付金について
  - ◇ 保険契約者・その被保険者・受取人の故意、または重大な過失によるとき
  - ◇ その被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - ◇ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - ◇ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ◇ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、保険金または給付金の全額または一部をお支払いすることがあります。)
  - ◇ 加入日前に発生した不慮の事故による傷害を原因とするとき
- 高度障害保険金や災害保険金・給付金について、加入日前に発生した疾病や不慮の事故を原因とする場合には、お支払いの対象となりません。



#### 【対象となる高度障害状態】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 保険金・給付金などの支払に関する手続の留意事項

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社コールセンターにご確認ください。
- 保険金・給付金などのご請求は、保険契約者(団体) 経由で行っていただく場合がありますので保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口または当社コールセンターにご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口または当社コールセンターにご連絡ください。

#### 脱退による返戻金・満期保険金について

この保険には、被保険者の脱退による返戻金、および保険期間満了による満期保険金はありません。

#### 保険金等の削減・生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構まで、お問い合わせください。  
 (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 TEL : 03-3286-2820 ホームページアドレス : <https://www.seihohogo.jp/>

別表1

対象となる高度障害状態

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表2

障害等級表

\*「別表2」は、不慮の事故を原因とする障害のみが対象となります。  
\*障害等級は本制度の基準によります。(障害者手帳の等級とは異なります)

等級	身体障害	給付金額
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円 (50万円)
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70万円 (35万円)
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50万円 (25万円)
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30万円 (15万円)
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	15万円 (7.5万円)
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10万円 (5万円)

● 給付金額は災害保険金額100万円あたり。( )内はこども特約1口あたり。

保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、免責、解除、無効となり、保険金等をお支払いできません。  
すでに払い込まれた保険料は払い戻ししませんので、お申込みの際に、特にご注意ください。

A. 解除によりお支払いできない場合

- (イ) 加入の際、保険契約者または加入者が、故意または重大な過失により告知書に事実を記載しなかったり、不実の記載をした場合は、加入日から1年以内であれば契約を解除し、保険金や給付金をお支払いできないことがあります。
- (ロ) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合など、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき。

死亡保険金の全額または一部をお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金について

- (イ) 加入者の故意によるとき
- (ロ) 保険契約者の故意によるとき
- (ハ) 高度障害保険金受取人の故意によるとき

(ニ) 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります)

B. 免責によりお支払いできない場合

1. 死亡保険金について

- (イ) 加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (ロ) 保険契約者の故意によるとき
- (ハ) 死亡保険金受取人の故意によるとき
- (ニ) 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、

3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金

- (イ) 保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- (ロ) 災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、災害保険金についてはのみ)
- (ハ) 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に

生じた事故および法令に定める酒気帯運転中またはこれに相当する運転中に生じた事故によるとき  
(二) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、保険金、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります)

C. 取消・無効によりお支払いできない場合

- (イ) 保険契約者または加入者に詐欺の行為があったとき
- (ロ) 保険契約者または加入者に保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的があったとき

D. 加入日前に発生した傷害または疾病を原因とするとき

※(注)増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

本制度について

- この共済制度のうち、災害保障特約付こども特約付労働団体保険による保障の引受保険会社は、下記の通りとなります。
- ※2023年度の主契約保険金額100万円、災害保険金額100万円(小型制度)あたりの保険料(月額)は1,230円、こども特約(保険金額100万円、災害保険金額50万円)は、145円となっております。(平均保険料率で算出)平均保険料率は毎年更新時(7月1日)に人員構成に基づき計算しております。

団体生命共済の引受保険会社

- ジブラルタ生命保険株式会社 (事務幹事・65%)
- 明治安田生命保険相互会社 (11%)
- 第一生命保険株式会社 (2%)
- 太陽生命保険株式会社 (13%)
- 富国生命保険相互会社 (8%)
- 日本生命保険相互会社 (1%)

上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することもあります。なお、上記の引受割合は、2023年7月1日からの引受割合(2024年5月1日現在)です。引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

全国理容生活衛生同業組合連合会



〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-4  
TEL (03) 3379-4111 (代表)

くわしくは 支部・組合または連合会までお問合せください。